

「研究大学強化促進事業」事後評価実施要領(案)

令和 4 年 4 月〇日
研究大学強化促進事業推進委員会

研究大学強化促進事業（以下、「本事業」という。）の事後評価は、この実施要領により行うものとする。

1. 事業の沿革及び事後評価をめぐる背景

本事業は、大学等が、自らの研究活動の状況分析を踏まえ、

- ① 研究戦略や知財管理等を担う研究マネジメント人材（リサーチ・アドミニストレーター（以下、「URA」）という。）群の確保・活用、
- ② 競争力のある研究の加速化促進、先駆的な研究分野の創出、国際水準の研究環境の整備などの集中的な研究環境改革を効果的に組み合わせた取組

を実施することを支援することにより、各大学等の研究力強化を促進し、世界水準の優れた研究活動を行う大学群の増強に資することを目的として、平成 25 年度から 22 機関を対象（以下、「対象機関」という。）として実施している。

本事業の推進に当たっては、研究大学強化促進事業推進委員会（以下、「委員会」という。）において、全対象機関について平成 27 年度から毎年度フォローアップを実施するとともに、平成 29 年度には中間評価を実施した。その結果、URA の確保・配置と体制整備、IR 機能の強化及びそれらを基盤とする研究環境改革等の取組を通じて、前述の目的に沿った各大学等の計画が着実に進捗していることを確認している。

一方、本事業の実施期間は 10 年であり、委員会の業務において事後評価を行うことが定められている。このため、事業最終年度となる令和 4 年度において、これまでのフォローアップや中間評価等を踏まえた事後評価を行うこととする。

なお、本事業の開始以降、大学政策及び科学技術・学術政策は大きな動きを示している。文部科学省においては、科学技術・学術審議会の下に大学研究力強化委員会を設置し、我が国の大学の研究力の現状分析や研究力強化に向けた施策の検討が進められている。委員会としては、このような状況を踏まえ、関連施策との連携も視野に入れて事後評価を実施することが必要である。

2. 実施の目的

事後評価は、対象機関における全事業期間中の取組の成果や課題等を確認し、学長等のリーダーシップの下で、事業終了後の研究力向上に向けた取組の発展を促すとともに、10 年間にわたる事業全体の成果や課題等を総括することを目的として実施する。

なお、評価を通じて得られた結果や収集した情報は、我が国全体における研究力強化に関する施策の検討にも活用する。

3. 実施時期・体制

- (1) 事後評価は、事業の最終年度である令和4年度中に実施する。なお、令和4年度の実績（見込み）については、最終的な評価取りまとめの段階で更新を可能とする仕組みを設ける。
- (2) 事後評価は、委員会で実施する。

4. 実施の手順・スケジュール

- (1) 事後評価は、以下の要素に基づいて評点（絶対評価）を付した上で総合的に評価を行う。

要素1：客観的な指標の推移に基づく評価

要素2：補助事業期間中の活動に対する評価

要素3：補助事業終了後の将来計画に対する評価

- (2) 委員会は、対象機関から提出された事後評価の基礎資料となる報告書（以下、「事後評価報告書」という。）及び文部科学省が要素1で作成する資料（以下、「分析資料」という。）に基づき、書面評価及びヒアリング等※を実施した上で事後評価の結果（案）を決定し、対象機関に対し事前に開示する。

※ 現地調査を含む。ヒアリングの対象機関及び実施要領については、委員会において別に定める。

- (3) 委員会は、開示した事後評価の結果（案）に対し、対象機関から意見の申立てがあった場合には、その申立て内容について再度審議を行い、事後評価の結果を決定する。

対象機関は、意見の申し立ての際に、事後評価報告書提出後の取組を含め意見を述べることができることとする。

事後評価の実施スケジュール（案）

令和4年

4月～7月 事後評価報告書提出

9月 書面評価

10月～11月 ヒアリング等

12月 事後評価の結果（案）の決定

令和5年

2月 令和4年度の活動も踏まえた異議申し立ての受付

3月 事後評価結果公表

5. 要素別評価の方法

(1)要素1:客観的な指標の推移に基づく評価

① 文部科学省は、以下の1)～3)の指標について、原則として、事業開始から事後評価実施前年度(平成25～令和3年度)までのデータ等を基に、大学単位(大学共同利用機関法人は法人単位)で測定する。ただし、機関の規模等を考慮し、1)1～5及び1)6については参考データとする。なお分析資料において、1)1～1から1)4、2)及び3)は、中間評価で作成した「研究大学強化促進事業」中間評価客観的指標に係る推移の自己評価報告書における「採択時」及び「中間評価時」のデータに加え、「データ、算定対象等」を基準に作成したデータを追加し作成する。

1) 競争的資金等の獲得状況から見た研究競争力の状況

指標 〔算定式〕	視点	データ、算定対象等
1)1 科研費の研究者当たりの採択数 〔採択数／研究者数〕	研究計画遂行力のある研究者の比率の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・「採択数」：過去2年間の新規・継続採択件数（令和2、3年度を合算した実績） ・「研究者」：科研費の応募資格者
1)2 科研費の若手種目の新規採択率 〔採択数／応募数〕	研究計画遂行力のある優れた若手研究者の比率の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・「若手種目」：若手研究(A)・(B) ・「採択数」：過去2年間の新規採択件数（令和2、3年度を合算した実績）
1)3 科研費の研究者当たりの配分額 〔配分額／研究者数〕	研究費獲得力のある研究者の比率の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・「配分額」：過去2年間の採択額（直接経費）（令和2、3年度を合算した実績） ・「研究者」：科研費の応募資格者
1)4 科研費「研究成果公開促進費（学術図書）」の採択数 〔4年間の採択数〕	主に人文・社会科学分野における成果発信の活発さ	<ul style="list-style-type: none"> ・「採択数」：過去4年間の採択件数（平成30～令和3年度を合算した実績）
1)5 拠点形成事業の採択数	国際的に高いポテンシャルを有する研究の場の多さ	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和3年度までの以下の事業の採択数」 <ul style="list-style-type: none"> ・科研費（COE形成基礎研究費）[H7～13] ・21世紀COE[H14～21] ・グローバルCOE[H19～25] ・世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）[H19～] ・大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業[H21～25] ・共同利用・共同研究拠点の認定拠点数[H21～] ・大学の世界展開力強化事業[H23～] ・グローバル人材育成推進事業[H24～28] ・大規模学術フロンティア促進事業のプロジェクト[H24～] ・センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム[H25～] ・スーパーグローバル大学創成支援事業[H26～] ・产学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム[H28～] ・オープンイノベーション機構の整備[H30～] ・共創の場形成支援プログラム[R2～] <p>※ [] 内は実施年度</p>

1-6	戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）（CREST、さきがけ、ERATO）の採択数	科学技術イノベーションにつながる新技術シーズの創出を目指した課題達成型基礎研究の活発化	・「平成20～令和3年度までの採択件数」
-----	---	---	----------------------

2) 国際的な研究成果創出の状況

指標	[算定式]	視点	データ、算定対象等
2-1	Q値 〔被引用TOP10%論文数／全論文数（過去5年間の平均）〕	論文の質の高さ	・科学技術政策研究所報告における公表データ (注1)
2-2	国際共著論文の割合 〔国際共著論文数／全論文数（過去5年間の平均）〕	大学の国際的な研究活動の活発化	・科学技術政策研究所報告における公表データ (注1)

(注1) 科学技術政策研究所報告「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーク2019」

3) 産学連携の状況

指標	視点	データ、算定対象等	
3-1	研究開発状況（民間企業との共同研究・受託研究受入実績額及びこれまでの伸び率） 〔過去3年間の累積値〕	産業応用につながる研究の拡大傾向	・文部科学省の集計データ（注2）
3-2	技術移転状況（特許権実施等収入額及びこれまでの伸び率） 〔過去3年間の累積値〕	特許権による技術移転（研究成果の産業界における活用）の拡大傾向	・文部科学省の集計データ（注2）

(注2)「大学等における産学連携等実施状況について」(科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課集計)

- ② 対象機関は、文部科学省から提示された分析資料を確認するとともに、新型コロナウィルス感染拡大の影響により指標が悪化するなどの特殊事情があった場合は、その理由を付記して提出することができる。
- ③ 委員会は、分析資料を基に評価を行い、以下の「客観的な指標の推移に基づく評価」の評点区分に基づく評点（s～d）及びコメントを付す。

「客観的な指標の推移に基づく評価」の評点区分

評点区分	評定の目安
S	全体として指標が大きく伸びている。
A	〃 伸びている。
B	〃 ほぼ同水準にある。
C	〃 悪化している。
D	〃 大きく悪化している。

(2)要素2:補助事業期間中の活動に対する評価

- ① 委員会は、対象機関から提出された事後評価報告書を基に、採択当初の「研究力強化実現構想」と中間評価時に設定した「将来構想」（以下「将来構想等」）に対する達成状況を基に評価を実施する。
- ② 事後評価報告書には、自機関の集中的な研究環境改革として特に実績の高い取組、他機関への展開が見込まれる取組とその結果（可能な限り定量的に）、十分な成果を得られなかつたが挑戦的であった取組及びURAの配置によって研究力強化が図られた取組（客観的なデータを示せるものに限る）等について記載※する。
- ※ 各取組において研究マネジメント人材がその専門性を活かし活躍した場合は、各取組の説明内にその専門性（経歴や資格等）と具体的な活動内容についても可能な範囲で明記すること。

【研究環境改革の取組(例)】

- ・各機関における資源再配分や組織再編など、自律的・戦略的な研究マネジメントの制度・仕組みの構築。
- ・各機関における研究IR等に基づく研究マネジメントの体制・仕組みの構築。
- ・各機関における研究DX（研究交流のリモート化、研究設備・機器への遠隔接続、データ駆動型研究の拡大等）に基づく、付加価値の高い研究活動の推進。
- ・各機関におけるオープンサイエンス、オープンアクセスや、研究インテグリティなど、政策動向への柔軟な対応。
- ・各機関における研究人材・専門職人材の育成や、個別機関を超えた研究人材等に係る好循環サイクルの形成。
- ・各機関における国際的な情報発信等を通じた国際的なレビューテーションの向上。

- ② 評価は、以下の「評価の観点」により、「補助事業期間中の活動に対する評価」の評点区分に基づく評点(s~d)及びコメントを付す。

[評価の観点]

- (1) 将来構想等の実現に向けた取組によってアウトカムを得られたか。
- (2) 現状・自己分析を通じた課題の把握と適切な対策が講じられていたか。なお、十分な成果（効果）が得られなかつた取組であつても、その挑戦性や課題への対応状況を考慮する。

「補助事業期間中の活動に対する評価」の評点区分

評点区分	評定の目安
s	将来構想等の実現に向けた取組が行われた結果、計画を上回るアウトカムを得ている
a	将来構想等の実現に向けた取組が行われた結果、計画通りのアウトカムを得ている
b	将来構想等の実現に向けた取組が行われたが、計画通りのアウトカムを得られなかった。
c	将来構想等の実現に向けた取組が適切に行われず、計画通りのアウトカムを得られなかった。
d	将来構想等の実現に向けた取組が適切に行われず、計画を大きく下回るアウトカムとなった。

(3)要素3:補助事業終了後の将来計画に対する評価

- ① 対象機関から提出された事後評価報告書を基に、以下の評価の観点に従い、「補助事業終了後の将来計画に対する評価」の評点区分に基づく評点（s～d）及びコメントを付す。
- ② 事後評価報告書には、学長等のリーダーシップの下、これまでの活動の成果・自己分析を通じた課題等を踏まえて、今後5年間程度を見据え、どのように研究力の更なる強化・発展を図っていこうとしているのかを記載※する。

※ URAのキャリアパスの整備など、将来計画を推進するうえで中心となる研究マネジメント人材の整備状況と今後の確保・育成に向けた見通しも可能な範囲で明記すること。

[評価の観点]

- (1) 補助事業期間中の活動実績について、十分な把握・分析が行われ、将来計画が、その結果を的確に反映した内容になっているか。
- (2) 将来計画が、対象機関の研究力向上に関する戦略や対象機関に対する社会的な要請を踏まえており、かつ実現可能性を有しているか。
- (3) 補助事業終了後の財政措置も含む、独自の取組・方策等の自主的な展開のためのビジョンが明確になっているか。

「補助事業終了後の将来計画に対する評価」の評点区分

評点区分	評定の目安
s	非常に優れている
a	優れている
b	妥当である
c	やや不十分である
d	不十分である

6. 総合評価の方法

上記の要素1から3の評点を総合的に判断し、以下の評点区分により、総合評点及びコメントを付す。

評点区分	評定の目安
S	特筆すべき成果を上げており、将来計画に基づく事業終了後の発展が大いに期待できる
A	想定された成果を上げており、将来計画に基づく事業終了後の発展が期待できる。
B	おおむね想定された成果を上げているが、将来計画に基づく事業終了後の発展には一層の努力が必要である。
C	想定を下回る成果であり、将来計画に基づく事業終了後の発展は難しいと思われる所以将来計画の再検討が必要である。
D	想定を大きく下回る成果であり、将来計画に基づく事業終了後の発展が見込めない。

※ 「A」評価が標準的な評価である。また、「A」評価については、評価内容に応じて「A-(マイナス)」とすることができる。

7. その他

(1) 事後評価結果の報告、反映・活用

- ① 委員会は、事後評価の結果を取りまとめ、研究振興局長に報告するものとする。
- ② 研究振興局長は、上記報告に基づき、事後評価の結果を当該機関に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表する。
- ③ なお事後評価のために対象機関から提出された資料や事後評価の結果については、文部科学省の今後の研究力強化に関する施策の検討等に活用する。その検討に当たっては、対象機関が参画する研究大学コンソーシアムに事後評価報告書等を共有するとともに、必要な分析等の協力を得ることとする。

(2) 守秘の徹底

- ① 事後評価の過程は非公開とする。
- ② 委員会委員（以下、「委員」という。）は、事後評価の過程で知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。

(3) 利害関係者の排除

委員は、当該機関との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないものとする。

- ① 委員が機関の役員、職員、教員等として在職（就任予定を含む）している場合
- ② 委員が機関の事業遂行において密接な関係（監事、経営協議会委員等）を有する場合
- ③ 委員が機関の長と親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係を有する場合
- ④ その他委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

以上